

ねんきん「コーナー」



国民年金保険料「5年の後納制度」

にこにこ

平成27年10月1日から3年間に限り、国民年金保険料の納付可能期間が2年から5年に延長されます。

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間のある方は、申込手続きをすることで、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分までさかのぼって保険料を納めること(後納)ができます。なお、すでに老齢基礎年金を受給している方は対象になりません。

※過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができ、10年の後納制度は、平成27年9月30日をもって終了しました。

◆後納制度利用のメリット

- ①納め忘れの期間を納めることで、年金受給資格を得られる可能性があります。
- ②すでに年金受給資格を満たしている方でも、未納期間の後納保険料を納めることで、将来受け

取る年金額が増額します。

- ③会社員や公務員の配偶者の扶養から外れた時に、国民年金への切り替えの届出がされていない方の方が手続きをすれば、後納制度を利用でき、年金額が増額します。

希望される方は、申込書の送付依頼を年金事務所へお願いします(申込書は日本年金機構のホームページからも取得ができます)。後日申込書が送付されますので、必要事項を記入し、年金事務所へ提出してください。審査後、通知書と納付書が送付されますので、金融機関などで納めてください。

過去3年度以前の保険料を後納する場合には、当時の保険料額に加算額がつかます。また、後納保険料の納付は、最も古い期間から納めるようになります。

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税や住民税の申告において、社会保険料控除の対象となります。控除の対象となる保険料は、平成27年中に納付した保険料です。また、ご家族

の保険料を支払った場合にも、控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類(社会保険料(国民年金保険料)控除証明書や領収証書)の添付が義務付けられています。

平成27年1月1日から9月30日の間に納付した方には11月上旬に、平成27年10月1日から12月31日の間に今年初めて保険料を納付した方には翌年2月上旬に、日本年金機構から社会保険料控除証明書が送られます。申告書提出の際に、この証明書または、領収証書を添付してください。

11月30日は「年金の日」

厚生労働省では、皆さんに高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日として、11月30日を「年金の日」としました。

この機会に、「ねんきんネット(ホームページ上で年金記録の照会などができるサービス)」などを活用し、年金記録や年金受給見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」については、日本年金機

構のホームページで確認するか、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構から株式会社バックグループへの業務委託について

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの方に対して、電話・文書・戸別訪問による納付のご案内や、免除などの申請手続きのご案内を「株式会社バックグループ」へ委託しています。

○お問い合わせ

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800(課直通)

佐賀支所 地域住民課

☎ 55-3701(直通)

日本年金機構 幡多年金事務所

☎ 34-1616

株式会社バックグループ

☎ 0120-987-927

(フリーダイヤル)